最終更新日：2016年6月30日

株式会社松屋フーズ
代表取締役社長　瓦葺　一利
問合せ先：常務取締役経営管理本部長　丹沢　紀一郎
証券コード：9887
http://www.matsuyafoods.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

松屋フーズグループは、より付加価値の高い「食」の提供を実現するため、グローバルな挑戦とさらなる業容の拡大を目指してまいります。そのためには、スピーディーな経営の意思決定及び経営の透明性・合理性向上を図り、企業競争力強化に取り組んでおります。また、コンプライアンス（法令遵守）については、コーポレート・ガバナンスの基本と認識しており、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理や道徳を尊重し、常に社会に貢献できる事業活動を行います。

取締役会は、原則全取締役及び全監査役出席による定時取締役会を毎月１回開催するほか、臨時の取締役会を随時開催し、取締役規程に定めた事項等、経営に関する重要事項を決議しております。

当社は会社法の規定に基づき、監査役によって構成される監査役会を設置しております。監査役は、監査役会において策定した監査計画に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、従業員、会計監査人からの報告収受、店舗・工場等への往査などを、社外取締役と意見交換を実施しながら実効性のある監査に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則１－２　株主総会における権利行使】
補充原則１－２（４）
機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備は必要と認識しております。議決権電子行使プラットフォーム及び、招集通知の英訳については、機関投資家及び海外投資家比率等を勘案しながら、今後導入について検討してまいります。なお、海外投資家に会社概況及び経理の状況を理解していただくため、当社ウエブページに英語表記版を掲載しています。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役 １ 名、社外監査役 2名が在籍しております。社外取締役は1名ではありますが、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員 3名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えており、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は、政策保有として上場株式を保有しておりません。

【原則 １－７　関連当事者間の取引】
役員等との取引が発生した場合、社内規程において取締役会承認事項として手続を定めており、その中で取引の適正性を検証します。また、役員等との取引についての監視体制は、監査役による監査、内部監査部の内部統制監査により実施しています。

【原則 ３－１　情報開示の充実】
（１）経営理念、経営戦略等を当社ウェブサイトに掲載 しております。
（２）コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び 有価証券報告書に記載しております。
（３）取締役の報酬については、基本報酬＋評価報酬＋業績連動報酬という構成になっております。
基本報酬については職位毎に設定された報酬であり、評価報酬は会社のビジョン・目標達成に向けた毎年の方針管理に基づき各取締役の業務遂行実績を評価し、予め設定されている範囲で取締役会が額を決定いたします。業績連動報酬については、全社業績に対する達成率をデジタルに反映させ額が決定され、業績の好不調に連動して報酬額が増減します。以上のように、単年度の業績のみならず、長期的に企業価値を向上させる有効な施策に取り組むようなモチベーションに繋がる報酬体系となっております。
（４）株主総会に提出する役員選任の議案は、取締役会で決定しております。役員の選任に際しては、各種業務の業務執行に十分な能力と知識・経験のある役員を配置すること。また、取締役会の構成員として、経営上の意思決定を迅速かつ的確に判断できることが重要であると考えております。さらに、社会的責任を果たすべき倫理感を持ち合わせていることも判断基準になっております。
（５）弊社生え抜きの役員は、業務を熟知することは勿論、業界に精通し、マネジメント能力に長けていること。外部出身役員につきましては、経験を活かした経営判断と監査が可能か、当社は何れも（４）の方針に合致しております。社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【原則４－１　取締役会の役割・責務】
補充原則４－１（１）
取締役会は各取締役の業務執行が法令定款に違反せず、利益増進の見地からも妥当なものかどうかを監督する権限を有しております。また、監督機能につきましても、社外取締役及び監査役の方の意見を尊重しながら監督強化に努めてまいります。
取締役会の決議事項につきましては、取締役会規程に定められており、またそれ以外の重要事項につきましては、経営戦略会議、稟議等で意思決定するべく職務権限規程、職務分掌等、社内規程により明文化しており、それにより権限委譲を行っております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所の定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－１１（１）
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則 3－1（4）の記載のとおりであります。今後も、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。
補充原則４－１１（２）
当社は、兼任の状況等につきましては、毎年定時株主総会の事業報告において開示を行っております。
補充原則４－１１（３）
取締役会は中長期の企業価値向上を目指し取り組みを推進しております。取締役会の実効性の分析・評価につきましては、社外取締役・社外監査役より取締役会担当事務局がヒアリングを実施しております。

【原則４－１４　取締役・監査役のトレーニング】
補充原則４－１４（２）
当社は、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、業務上必要な知識習得等のため、また時代の変化に応じた情報や知識を得ることで、当社の発展及び業界に寄与できることをトレーニング方針としております。具体的には、外部講師の招聘やセミナーの参加、海外を含む現地の視察に参加させております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR 担当取締役を選任すると共に、経営管理本部人事総務部を IR 担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催しており、当社に対する理解度向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
瓦葺　利夫	3,846,400	20.18
有限会社ティケイケイ	2,979,441	15.63
有限会社トゥイール	1,830,000	9.60
瓦葺　一利	928,500	4.87
瓦葺　香	744,372	3.90
株式会社商工組合中央金庫	518,400	2.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	311,000	1.63
松屋社員持株会	250,089	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	200,400	1.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	149,600	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	瓦葺　利夫
親会社の有無	なし

補足説明

当社代表取締役会長瓦葺利夫、その近親者、近親者等が議決権の過半数を所有する会社分を含めた場合、当社発行株式数の過半数を所有しておりますので、支配株主にあたります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と当社との取引はなく、今後行う予定もないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。また、将来的に取引が発生する場合においては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、社内意思決定手続を明確化する等、会社ひいては少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原　英理	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原　英理	○	社会保険労務士 業務執行に係る決定の局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるような行動をとっており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定させて頂いております。	あおば社会保険労務士法人で代表社員としての経営経験もあり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人とは必要に応じてその都度意見交換を実施いたしており、四半期決算において監査結果の報告を受けております。
また、監査役会は内部監査部門から適宜、監査結果の報告を受けるほか、必要に応じて協議いたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され	2 名

ている人数	

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤ノ木　清	公認会計士													○
濱　洲	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤ノ木　清	○	公認会計士。 業務執行に係る決定の局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるような行動をとっており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定させて頂いております。	会計業務及び経営全般に精通しており、その経験、経歴、人柄等から当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。。
濱　洲	○	業務執行に係る決定の局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるような行動をとっており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定させて頂いております。	企業経営について豊富な経験と実績があり、経営全般に精通していることから、幅広い見識を活かした職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

藤原　英理氏、藤ノ木　清氏、濱　洲氏の社外取締役・監査役3名を独立役員として指定しており、独立役員の属性として取引所が定める項目に該当するところがなく、中立・公正な立場を保持しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

＜業績連動型報酬制度＞
取締役報酬については、連結経常利益の目標達成率を反映した業績連動性を採り入れております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書等にて、下記の通り開示しております。
＜平成28年3月期＞
取締役報酬額（社外取締役を除く）：　228,492千円
監査役報酬額（社外監査役を除く）：　10,836千円
社外役員：　7,392千円

合計： 246,720千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して取締役会において個別の報酬額を決定しております。報酬決定につきましては、「役員報酬規程」に基づき決定しており、会社の中長期課題に対する方針管理に基づいた成果評価と、連結での通期の全社経常利益予算に対する達成率がダイレクトに反映される業績連動部分を役員報酬に組み込んでおり、中長期的業績及び短期的業績に対し報酬額が増減する仕組みとなっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

内部監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、社外取締役及び社外監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部長などの指揮命令を受けないものとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1.　業務執行について
業務執行につきましては、「職務権限・諸規程」を整備し、取締役会、各取締役、各部長等の決済基準を定め、責任と権限を明確にしています。取締役会は原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事項について決議しております。また、社外取締役及び社外監査役3名も取締役会に出席し、取締役の業務執行状況について監督を行っております。さらに、自立的なコーポレートガバナンスの強化と迅速でかつ効率的な職務執行のため「経営戦略会議」を定期的及び必要な都度開催しており、重要案件については集中的に審議しております。

2.　子会社の監督について
「松屋フーズグループ倫理綱領」及び「松屋フーズグループ行動基準」をそれぞれ制定し、不祥事の発生を未然に防ぎ、健全な企業行動を促進しさまざまなステークホルダーから信頼される企業風土醸成を図っております。また、グループ全体の運営においては、当社の主要部門長及び監査役が子会社の取締役、監査役にそれぞれ就任することで、重要事項の決定に際して牽制機能が働く体制を構築しております。

3.　監査体制について
取締役会には、取締役に加え、社外取締役1名及び監査役3名（うち社外監査役2名）が原則全員出席し、客観的・中立的立場から適宜意見を述べることにより、経営監視を十分に機能させているため、現体制を採用しております。また、内部監査につきまして、内部統制に関するプロセス監査を含め内部監査部の業務監査グループが中心となり監査を実施しております。監査役監査につきましては、監査役会で決定された監査計画に基づいて実施されております。

4.　会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、継続して会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。監査を執行した公認会計士は、佐々田　博信氏、古谷　大二郎氏で、補助者として公認会計士4名、その他6名で構成されており、経営者や監査役会と適宜情報・意見交換を行っております。

5.　報酬決定について
報酬決定につきましては、「役員報酬規程」に基づき、決定いたしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名に加え、常勤監査役1名と社外監査役2名体制とし、経営監視機能の充実とその中立性・公平性を確保しております。
また、社外取締役・社外監査役3名全員、独立役員として届け出ております。

1.　社外取締役及び各監査役はそれぞれ法令、財務、会計、経営全般に係る見地から、過去の職歴や経験、知識等を生かして独立した立場より当社の経営の効率性、健全性の維持向上に努めております。

2.　常勤監査役は、業務執行の適法性監査に加え、取締役会の他、経営戦略会議、部長会その他重要な会議にも出席し、経営課題に対するプロセスとその結果について客観的な評価を伴った適格な発言を行っております。また、主要な社内稟議書その他業務執行に関する重要な文章を閲覧し、必要に応じてそれぞれ説明を求め、経営監視の実効性を高めております。

3.　1名の社外取締役及び2名の社外監査役は、経営陣から一定の距離にある独立した立場として取締役会に参加し、取締役の職務執行状況について明確な説明を求めるなど、経営監視の実効性を高めております。また、状況に応じて取締役または主要な使用人等とも適宜意見交換などを行い、経営の効率性、健全性の維持向上に努めております。

従って、公正かつ健全な企業活動を促進し、コーポレート・ガバナンスの体制拡充を図るため、監査役制度の充実・強化に努めており、外部的な視点からの経営監視機能を果たすことができるため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日から中21日前の、6月3日に発送いたしました。 また、発送日より前に弊社ホームページ及び東京証券取引所ホームページにて、早期開示を実施いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年6月24日（金）に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにてご覧いただけます。 http://www.matsuyafoods.co.jp/ir	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に説明会を実施しております。（決算説明会、第2四半期決算説明会）	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示資料等を掲載しております。 http://www.matsuyafoods.co.jp/ir	
IRに関する部署（担当者）の設置	人事総務部　総務・広報グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「松屋フーズグループ倫理綱領」「松屋フーズグループ行動基準」制定、「コンプライアンスの手引き」発行
環境保全活動、CSR活動等の実施	生ゴミリサイクル、環境に優しいお箸導入、厨房機器のリユース、内部統制体制の充実、コンプライアンスの遵守、リスクマネジメントの強化、品質検査体制の強化、等
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシー、内部情報管理規程、株主閲覧・謄写、その他問い合わせ対応ガイドライン、「ホイッスルテレホン」制度の確立など

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

松屋フーズグループは、お客様、株主、役職員、取引先、地域社会、関係当局など、さまざまなステークホルダー（利害関係者）と接しており、その信頼と支持を得て事業を営んでおります。これらステークホルダーによって構成される社会と調和していくことは、松屋フーズグループの存立と今後の発展にとって極めて重要であります。

1．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業としての基本的な倫理感を定めた「松屋フーズグループ倫理綱領」及び不祥事の発生を未然に防ぎ、健全な企業行動を促進しさまざまなステークホルダーから信頼される企業風土を醸成するために「松屋フーズグループ行動基準」を制定し、法令・社内規程の遵守及び社会規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。なお、「松屋フーズグループ倫理綱領」及び「松屋フーズグループ行動基準」について取りまとめた「コンプライアンスの手引き」を全役職員及び全店舗で閲覧できる体制をつくり、コンプライアンスのための教育ツールとして活用しております。

(2) コンプライアンスの取組みについては、リスク管理担当部門において、松屋フーズグループ全体を横断的に統括することとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し実施しております。

(3) コンプライアンスに反する行為及びコンプライアンスに反する疑いのある行為などについて、従業員などが直接、相談・通報する手段としてのホットライン（ホイッスルテレフォン）を、リスク管理担当部門に設置・運営しております。なお、従業員・取引先などからの相談・通報の適正な処理に関する仕組みを定めた「通報者保護規程」を制定しております。

(4) 既に制定している「綱領」、「基準」及び「規程」の厳格な運用と監視を含めた管理体制などについては、今後より一層整備を推進してまいります。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文章または電磁的媒体など（以下、文章等という）に記録し保存しております。取締役及び監査役は常時、これらの文章等を閲覧できるようにしております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 松屋フーズグループにおいて発生しうる各種リスクについて、発生を防止する管理体制の整備及び発生した各種リスクへの適切な対応を定めた「リスク管理規程」を制定しており、松屋フーズの取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置（事務局を、リスク管理担当部門に置く）して、リスク管理に関する方針の策定及び体制の整備など松屋フーズグループの全社的対応を行っております。また、地震・水害・火災・疫病などの災害が起きた場合には防災マニュアルを定めており、基本方針として、1：人命の保護を最優先する。2：資産を保護し業務の早期復旧を図る。3：余力がある場合には近隣・地域への協力、としております。実際の有事の場合、まず本部に対策本部を設置し、従業員・お客様の安否状況、店舗の状況、食材の仕入れ状況、物流状況、工場設備への影響等について、各担当から報告を受けそれぞれ対応策を検討してまいります。

(2) 松屋フーズの各部及びグループ会社を単位とする部門の長が、それぞれ部門内のリスク管理責任者としてリスク管理を行っております。

(3) 松屋フーズグループの信用販売などにより生ずる貸倒れなどを未然に防止する、もしくは最小限に抑え、経営の健全性が損なわれないようにするため、新規の取引開始及び債権の管理などについて「与信管理規程」を制定しております。

(4) 既に制定している「規程」及び「委員会」の厳格な運用と監視を含めたリスク管理体制などの整備につきましては、今後より一層の推進に取り組んでまいります。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 自立的なコーポレート・ガバナンスの強化とスピード重視の効率的な職務執行のため、取締役会等の事前に重要事項を審議する場として、「経営戦略会議」を定期的及び必要な都度開催しております。この「経営戦略会議」には、原則として全取締役が出席し、月次実績のレビューや取締役会決議事項のうち事前審議が必要な事項、中期経営計画に関する事項、新規事業及び投資案件等について集中的に審議を行っております。

(2) 店舗・本部・工場・物流センター・グループ各社を結ぶブロードバンドによる全社ITネットワーク網を構築し、ITネットワークを駆使したイントラネットシステムMKCーPLaza(Matsuya Knowledge Collaboration Plaza)を立ち上げ、情報の共有化と各セクションの連携をより強力なものにしており、メール、掲示板、文書管理及びワークフロー機能（電子稟議システム）を活用することで、取締役の職務の執行を含めた事務の効率化を図っております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制整備を推進して参ります。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
松屋フーズグループ全体の内部統制に関する担当を内部監査部門とし、グループ各社における内部統制体制の構築及び実効性を高めるための諸施策を立案すると共に、必要に応じグループ各社への指導・支援などを実施しております。

6．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部門長などの指揮命令を受けないものとしております。

7．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、松屋フーズに重大な影響を及ぼす事項などをすみやかに報告する体制を整備しております。

8．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会と取締役社長との定期的な意見交換会を設定しております。
(2) 役職員の監査役監査に対する理解を深めると共に、監査役監査の環境整備を推進しております。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力及び団体に対しては、断固として対決します。常に「金をださない」「利用しない」「恐れない」に「交際しない」を加えた「三ない＋1」を基本原則として毅然とした態度で臨みます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

対応統括部署を人事総務部、不当要求防止責任者を人事総務部長とし、お客様相談室、法務グループを整備するとともにマニュアルを作成し、それらに基づき全社一丸となって対応してまいります。また、警察及び（財）暴力団追放運動推進センター主催の講習会等に参加し情報収集に努めてまいります。反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について、全従業員対象に配付している「コンプライアンスの手引き」に記載し、教育ツールとして活用しておりますが、なおー層邁進していきたいと考えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

